



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 328 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 329 国民健康保険法による国民健康保険組合の規約の一部改正の認可 (健康づくり推進課)
 - 330 " (")
 - 331 平成20年度における子宮がん検診車及び結核検診車の運行管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
 - 332 保安林予定森林 (森林整備課)
 - 333 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等 (技術調査課)
 - 334 新道路の供用開始 (道路保全課)
 - 335 道路の区域変更 (")
 - 336 新道路の供用開始等 (")
 - 337 道路の区域変更 (")
 - 338 新道路の供用開始等 (")
 - 339 道路の区域変更 (")
 - 340 新道路の供用開始 (")
 - 341 道路の区域変更 (")
 - 342 新道路の供用開始等 (")
 - 343 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)
 - 344 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 345 平成17年和歌山県告示第541号(高等学校授業料における加算額の設定)の一部改正 (教育委員会)

- 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示
 - 1 さわらの漁業
- 公告
 - 和歌山県総合情報誌「和」の企画・制作業務コンペティションに係る事前説明会の実施 (広報室)
 - 入札公告 (健康づくり推進課)
 - 海区における区画漁業の免許 (資源管理課)

○ 正誤
平成19年4月27日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第60号中

告 示

和歌山県告示第328号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5

項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年5月3日まで縦覧に供する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成20年3月3日
- 2 名称
特定非営利活動法人岩出サンワーク
- 3 代表者の氏名
吉田勇
- 4 主たる事務所の所在地
岩出市西国分605番2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者を抱える家族に対して必要な相談業務を行うとともに、精神保健福祉の前進を目指して普及啓発を図り、精神障害者の社会復帰を促進するための小規模通所授産施設の運営及び精神障害者の自立に関わる事業を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第329号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第27条第2項の規定に基づく国民健康保険組合の規約の一部改正について、次のとおり認可したので、同法施行令第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保険者名 和歌山県医師国民健康保険組合
- 2 所在地 和歌山市吹上一丁目2番4号
- 3 規約の改正内容

改正後	改正前
(組合員の範囲) 第6条 組合員は、第4条の地区内に住所を有する和歌山県医師会員及び組合職員とし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者となった組合員(以下「後期高齢者の組合員」という。)を除く組合員及び組合職員を第一種組合員とする。	(組合員の範囲) 第6条 組合員は、第4条の地区内に住所を有する和歌山県医師会員及び組合職員とする。

員、後期高齢者の組合員を
第二種組合員とする。

4 施行年月日 平成20年4月1日

和歌山県告示第330号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定に基づく国民健康保険組合の規約の一部改正について、次のとおり認可したので、同法施行令第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保険者名 紀和薬剤師国民健康保険組合
- 2 所在地 和歌山市吹上二丁目1番22号
- 3 規約の改正内容

改正後	改正前
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第6条 組合員は、第4条の地区内に住所を有する者で次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1. 甲種組合員は、和歌山県薬剤師会会員又は奈良県薬剤師会会員である薬剤師、薬局並びに医薬品販売業を営む者とする。</p> <p>2. 乙種組合員は、前号の者に使用される者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は組合員としない。ただし、甲種組合員の世帯に被保険者となるべき者があるとき、或いは乙種組合員があるときは、この限りでない。</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第6条 組合員は、第4条の地区内に住所を有する薬剤師、薬局及び医薬品販売業を営む者並びにこれらのものに使用される者とする。</p> <p>2 組合員の区分は、次の2種とする。</p> <p>1. 甲種組合員は、薬剤師、薬局並びに医薬品販売業を営む者とする。</p> <p>2. 乙種組合員は、前第1号に使用される者とする。</p>

4 施行年月日 平成20年4月1日

和歌山県告示第331号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度における子宮がん検診車及び結核検診車の運行管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
 - 平成20年度子宮がん検診車及び結核検診車運行管理業務

- (2) 業務の内容等
 - 仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格に関する事項
 - この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年3月18日（火）現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 過去5年間（平成15年度から平成19年度までの間）において、国又は地方公共団体と車の運行等業務の受託実績を有する者であること。
 - (6) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を設置している者であること。
- 3 入札に参加する者の資格の確認に関する事項
 - (1) この一般競争入札に参加する者の資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 誓約書
 - エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - オ 使用印鑑届
 - カ 印鑑証明書
 - キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
 - ク 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
 - ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県及び市町村民税）
 - (2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年3月18日（火）から平成20年3月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。これ

らの用紙については、和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課のホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問のある者は、平成20年3月18日(火)から平成20年3月28日(金)午後5時までの間に和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる書類は、平成20年3月21日(金)から平成20年3月28日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2656
ファクシミリ番号 073-441-2545

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年4月11日(金)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年4月22日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年4月28日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第332号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中用川1780の18・1781の1・字内野1791(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第333号

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23及び第27条の26の規定による経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請及び請求の時期

(1) 和歌山県知事許可を有する建設業者については、決算期ごとに次のとおりとする。

なお、詳細については別に定めるものとする。

決 算 期	申請及び請求の時期
平成19年10月、11月	平成20年4月
平成19年12月	平成20年5月、6月
平成20年1月、2月、3月	平成20年7月
平成20年4月、5月、6月	平成20年10月
平成20年7月、8月、9月	平成20年12月

(2) 国土交通大臣許可を有する建設業者については、主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に書類を提出するものとする。

2 申請及び請求の方法

次に掲げる書類を提出し、及び提示するものとする。

(1) 申請書、請求書及び添付書類

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

イ 規則別記様式第2号による工事経歴書

ウ 規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求を申請する場合)

エ その他別に定める添付書類

(2) 提示書類

別に定める書類

3 経営規模等評価の申請及び総合評定値通知の請求に係る手数料

(1) 手数料

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第2第19項第4号及び第5号に規定する経営規模等評価及び総合評定値の通知手数料の額

(2) 納付方法

和歌山県証紙を審査手数料証紙貼付書にはりつける。

4 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を申請者あて郵便により送付する。

5 再審査の方法

(1) 経営規模等評価の結果について異議ある申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に、次に掲げる書類を知事に提出して、再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ウ 2に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

(2) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けた申請者は、当該改正の日から120日以内に、次に掲げる書類を知事に提出し、又は提示して再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 提出書類

(ア) 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

(イ) 規則別記様式第2号による工事経歴書

(ウ) 規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求を申請する場合）

イ 提示書類

別に定める書類

6 その他

詳細については、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班に問い合わせること。

和歌山県告示第334号

平成19年和歌山県告示第1428号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字下モ片山310番3地先から同町大字浜ノ宮字中須江崎84番1地先までの延長435.00メートルについては、平成20年3月30日から供用を開始する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	メートル
日高郡印南町大字印南原字古井口5597番1地先から同町大字印南原字大峠5364番1地先まで	旧	4.00 } 61.00	890.00	
同上	新	4.00 } 61.00	890.00	
同上	新	9.80 } 73.00	740.00	新大峠トンネル L=231.00

和歌山県告示第336号

平成20年和歌山県告示第335号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年3月18日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市野尻字大岩164番2地先から同市別院字東浦80番1地先まで	旧	3.13 } 7.00	529.00	
同上	旧	5.44 } 13.80	535.00	
同上	新	5.44 } 13.80	535.00	

和歌山県告示第338号

平成20年和歌山県告示第337号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月18日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 船津和佐線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字船津字沼田515番1地先から同町大字船津字赤坂1445番1地先まで	旧	5.60 } 10.80	240.00	観音寺橋 L=88.00
同上	新	9.50 } 10.80	240.00	観音寺橋 L=92.00
同上	新	9.50 } 18.30	300.00	同上

和歌山県告示第340号

平成20年和歌山県告示第339号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち日高郡日高川町大字船津字小野田井1462番1地先から同町大字船津字赤坂1445番1地先までの延長220.00メートルについては、平成20年3月18日から供用を開始する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 上初湯川皆瀬線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字上初湯川字北入谷765番6地内	旧	6.30 } 10.40	30.00	
同上	新	9.90 } 13.40	30.00	

和歌山県告示第342号

平成20年和歌山県告示第341号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月18日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第343号

新宮都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成20年3月6日付け国近整和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画道路事業 3・4・3号伊佐田町王子ヶ浜線
新宮都市計画道路事業 3・5・2号上本町あけぼの線
- 2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第344号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2966	田辺市文里二丁目344番7の一部分、634番1の一部分	海南市藤白759番地の37 東久不動産株式会社 代表取締役 中野幸生	平成 20.3.7	4.00 4.00	32.19 8.31

和歌山県告示第345号

平成17年和歌山県告示第541号(高等学校授業料における加算額の設定)の一部を次のように改正する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「備考1」を「備考」に、「全日制及び定時制」を「全日制、定時制及び専攻科」に改める。

2を次のように改める。

2 定時制

- (1) 単位制によらない課程 1人につき年額600円
- (2) 単位制による課程 1人につき1単位あたり年額30円
2の次に次のように加える。

3 専攻科 1人につき年額3,600円

告示ただし書き中「当該年度」を「各年度」に改める。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成20年3月18日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
前川 義孝

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁

郡白浜町瀬戸埼から徳島県海部郡牟岐町牟岐港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成20年5月15日から平成20年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

公 告

公 告

和歌山県総合情報誌「和」の企画・制作業務について、コンペティション方式により委託事業者の選定を行うに当たり、コンペティション参加希望者に対する事前説明会を次のとおり実施する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 概要

(1) 委託業務名

和歌山県総合情報誌「和」企画・制作業務

(2) 業務内容

県が提示するテーマに基づき、和歌山県総合情報誌「和」(以下「和」という。)を企画制作するとともに、成果物を県の指定場所に発送する。

(3) 委託に係る予算上限額

13,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 事前説明会開催日及び場所

日時 平成20年4月4日(金)午後1時30分から
場所 県庁本館3階 特別会議室

(5) コンペティションの実施方法

企画書等を書面にて審査する1次審査及びプレゼンテーションによる2次審査を行う。

ア プレゼンテーションでは、企画書の内容について説明を求める。

イ プレゼンテーションの日時及び場所は、別途通知する。

(6) 契約予定期間

平成20年4月下旬から平成21年3月31日まで

(7) その他

ア 事前説明会に参加していないものはコンペティションに参加することはできないものとする。

イ 平成19年度版の「和」は県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/nagomi/index.html>)に掲載しているので、参照すること。

2 事前説明会参加の手続等に関する事項

(1) 担当課室

和歌山県広報室

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山

県庁本館3階

電話番号 073-441-2032

ファクシミリ番号 073-423-9500

(2) 事前説明会参加のための手続

事前説明会への参加を希望する者は、平成20年3月31日(月)までに電話で当課室に連絡の上、事前説明会開催日時に開催場所において受付を済ませること。

3 事前説明会参加の資格条件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名停止を受けていない者
- (4) 税金に未納がない者

4 その他

このコンペティションは、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

平成20年度における子宮がん検診車及び結核検診車の運行管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成20年度
- (2) 委託業務名
子宮がん検診車及び結核検診車運行管理業務
- (3) 業務委託内容
仕様書による。
- (4) 委託業務期間
契約締結日から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第331号に規定する子宮がん検診車及び結核検診車の運行管理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 日時

平成20年3月18日(火)から平成20年3月25日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
3の(2)に同じ。

(2) (1)の入札説明書等に対して質問がある者は、和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課に対して、平成20年3月28日(金)午後5時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答は、平成20年4月4日(金)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合には全員に文書により行う。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 4階402号室
- イ 入札日時
平成20年5月1日(木)午前10時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入

札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある

ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2656(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2545

- (2) この入札は、平成20年度2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

公 告

平成20年3月6日和歌山海区における区画漁業を次のとおり免許した。

平成20年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁場計画の公示の際の公示番号 平成20年2月1日和歌山県告示第103号

免許番号	漁場の位置及び区域	漁業種類	漁業名称	漁業時期	存続期間	制限又は条件	漁業権者	
							住所	氏名
和 特 区 第756号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先。区域は、漁場計画のとおり	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	平成20年3月6日から平成20年8月31日まで	この区域内に19,800㎡を超えて生簀を敷設してはならない。	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目8番地2	勝浦漁業協同組合

正 誤

正 誤

平成19年4月27日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理

委員会告示第60号中

ページ	誤	正
29	郷地實	浦中隆男